

充実した学校生活をおくるために

1 出欠に関する事項

- (1) 朝、8時35分からSTを行うので、余裕をもって登校すること。
- (2) 病気などやむをえず欠席または遅刻する場合は、保護者に「天白高校欠席遅刻連絡フォーム」に入力してもらるか、学校へ8時25分までに電話連絡してもらうこと。
定期考査中における欠席連絡等については、必ず電話連絡とし、欠席届（領収書等の確認書類添付）を考査終了後2日以内に提出すること。

天白高校電話 052-801-1145

- (3) 遅刻をしたときは、職員室で「遅刻届(入室届)」に記入し、発行を受けること。
- (4) 早退の場合は、担任に申し出て「早退届」に必要な事項を記入し、許可を受けること。（病気の場合は保健室で相談し担任に申し出る。）校外での指導を受けた場合、提示できるように「早退許可証」は携帯すること。
- (5) 欠席・遅刻・早退が予めわかっている場合は、事前に担任に申し出ること。
- (6) 無断外出、無断早退はしないこと。

2 許可・願・届を要する事項

- (1) 病気・怪我等で規定以外の服装をする場合は、担任に申し出て許可を得ること。
- (2) 自転車通学者は「自転車通学登録票」を生徒指導部に提出し、許可を得ること。
- (3) 交通事故を起こした場合は、速やかに「交通事故報告書」を生徒指導部に提出すること。
- (4) 学生割引証が必要な旅行をする場合、「学生割引証交付願」と「旅行計画書」を担任に提出すること。
- (5) 校内で私物を紛失した場合は、「被害・盗難・紛失・拾得届」を生徒指導部に提出すること。
- (6) 生徒手帳を紛失した場合は、「生徒手帳購入許可願」を生徒指導部に提出すること。
- (7) 校内の設備・備品の損傷・紛失をした場合、「修理修繕願」を保健部に提出すること。
- (8) 長期留学を希望する場合は、事前に「海外留学受験願」を教務部に提出し、校長の許可を得ること。
※各種の「願」「届」はすべて担任に申し出ること。

3 交通に関する事項

- (1) 自転車通学
 - ア 自転車通学を許可された生徒は、「自転車通学登録票」を提出し、本校の登録シールの交付を受け、通学用自転車に貼ること。
 - イ 居住地域が植田中学校の一部(植田東1～3丁目、井口1～2丁目、植田本町1～3丁目、元植田1～3丁目、植田1～3丁目、一本松1～2丁目、植田西1～3丁目の国道153号線東側)と、地下鉄原・植田駅、バス停からの自転車通学は許可しない。
 - ウ 登録を受ける自転車は、完全に整備されたもので、照明灯、反射材、防犯登録、登録シールがついているものであること。
 - エ 自転車通学者は、交通ルールを守って通学すること。

オ 自転車通学者は、自転車通学指導や自転車点検指導等に必ず出席すること。

カ 度重なる交通違反等が認められた場合は、自転車通学を取り消す場合がある。

(2) バイク等について

ア 原動機付自転車、自動二輪車等のあらゆる自動車免許の取得は許可しない。

イ 「四ない運動」(バイク・車に乗らない、買わない、免許を取らない、責任を持てる保護者・家族以外には乗せてもらわない)を遵守すること。ただし卒業前に、就職等で運転免許取得(原付・自動二輪・自動車)が必要な場合は担任に申し出ること。違反の場合は特別指導の対象とする。

4 服装・所持品・身の廻り・学校生活などに関する規定

(1) 服装

登下校は原則、制服を着用すること。

ア 制服

夏服・冬服の着用期間は設けない。入学式・卒業式など学校が指定した日には、それに応じた服装で登校すること。

<ブレザー>	指定のブレザー
<ズボン>	指定のズボン
<スカート>	指定のスカート
<カッターシャツ>	指定の長袖シャツ、指定の半袖シャツ
<セーター、カーディガン、ベスト>	落ち着いた色合いの単一色とする。 制服の一部としてふさわしいものを着用すること。
<ネクタイ、リボン>	指定のネクタイ、リボン ※ネクタイ、リボンは入学式、卒業式など学校が指定した日は必ず着用すること。
<ポロシャツ>	指定のポロシャツ
<ハーフパンツ>	指定のハーフパンツ

イ 靴下

靴下は制服の一部としてふさわしいものを着用すること。

ウ 防寒着(冬の制服の上に着用するもの。夏の制服の上への着用は認めない。)

登下校・教室移動時のみ着用し、教室内では着用しないこと。

学校生活を送るのにふさわしいものを着用すること。

ひざ掛けなどは、登下校時や校内の移動時には使用しないこと。

エ レインコート

自転車通学者は、反射テープのついた白色系統のものを着用することが望ましい。

オ 靴(通学用)

運動靴または革靴など通学にふさわしいものを使用すること。

カ スリッパ(上履き)

本校指定の学年色のスリッパを使用すること。

キ カバン

通学にふさわしいものを使用すること。

ク 頭髪など

学校生活を送るのにふさわしい状態にすること。

(2) 校外活動時の服装

校外活動時における服装は、活動の目的、活動内容等を考慮して、当該の学年または分掌が、制服、体操服、その他活動に適した服装を指示することができる。

(3) 所持品

ア 学校生活（学業・特別活動）に不必要な物は持ち込まないこと。

イ スマートフォンなどの電子機器は、授業中は電源を切り、カバン・ロッカーの中に入れておくこと。

ウ 学校から貸し出されたタブレット端末は、別にある「貸出タブレット、及びICT利用に関する規約」、「タブレット使用上の注意」を守り、適正に使用すること。また、タブレットの破損を防ぐため、ケース等に入れて保管することが望ましい。

エ スマートウォッチなどウェアラブルデバイスは、時計機能のみ使用を認める。

(4) 生活全般について

ア 不注意による遅刻が1か月に3回あった場合は、生徒指導部による面談指導を行う。

イ 学業専念のためアルバイトは原則として認めない。冬休みの郵便局のアルバイトも同様である。ただし、家庭の経済状況によって許可する場合もある。

(5) 特別指導について

法律に反する行為や本校のルールを大きく逸脱する行為に対し、校長による「特別指導」を行う。

(6) 一般指導について

「特別指導」に準ずる指導に「一般指導」がある。指導対象として含まれるのは以下の事例などである。

- ・校内での携帯、スマートフォンのルール違反
- ・自転車の二人乗りなど交通ルール違反
- ・授業規律に反する行為
- ・インターネット使用上のマナー違反など

(7) 個人用ロッカー利用について

個人用ロッカーの使用については、基本的にはダイヤル式のカギを使って施錠を確実にし、「ロッカー使用規定」に従い、常に整理整頓に心がけること。

5 改正または廃止の手続きについて

(1) 生徒会は生徒指導諸規定の改正について、合同室長会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、生徒指導諸規定の変更を求めることができる

(2) 校長は前項の規定に基づく求めがあったとき、または、生徒指導諸規定の改正が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員に意見を聴取し、運営委員会、職員会議でその内容を議論する。

(3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や、運営委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、生徒指導諸規定の改正について決定する。

